民有地における介護老人保健施設(令和7年4月開設予定)設置・運営法人募集要項

1 趣旨

川崎市では、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「高齢者の多様な居住環境の実現」を目指し、介護基盤の整備を進めています。

介護老人保健施設においては、リハビリテーションを提供し、要介護者の機能の維持・改善を図る役割を担うなど、川崎市における在宅復帰、在宅療養支援のための地域拠点として「川崎市らしい都市型の地域居住の実現」に向けた取組を推進しているところです。

今回の公募では、「かわさきいきいき長寿プラン(川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)」に基づき、令和7年度に川崎市内の民有地を活用して介護老人保健施設の設置・運営を行う法人(又は法人設立予定者)を募集します。

2 募集等の日程

項目	日程
受付期間	令和4年9月5日(月)から令和4年12月23日(金)午後5時まで ※応募に係る様式等はメールにて送付いたします。川崎市健康福祉局総務部施設 課までメール(40sisetu@city.kawasaki.jp)で請求の上、お手数ですが電話連 絡(044-200-2413)もお願いします。
質問期間①	令和4年10月 7日(金)午後5時まで
回答①	令和4年10月19日(水)以降
質問期間②	令和4年11月18日(金)午後5時まで
回答②	令和4年11月30日(水)以降
設置・運営法人の選定	令和5年2月(予定)
着工時期	令和5年度中(出来高10%)
開設時期	令和7年2月竣工、令和7年4月開設

※質問は別紙「質問票」により行ってください。

川崎市のホームページ

https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-17-2-0-0-0-0-0-html

3 応募資格

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第3項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 介護保険法第70条第2項(指定居宅サービス事業者)、同法第78条の2第4項、第6項(指定地域密着型サービス事業者)、同法第79条第2項(指定居宅介護支援事業者)、同法第86条第2項(指定介護老人福祉施設)、同法第94条第4項(開設許可)同法第115条の2第2項(指定介護予防サービス事業者)、同法第115条の12第2項、第4項(指定地域密着型介護予防サービス事業者)、同法第115条の22第2項(指定介護予防支援事業者)又は同法第115条の45の5第2項(指定事業者)の各規定に該当しないこと。
- (3) 介護老人保健施設の開設及び安定的な経営に必要な能力、資力等を有すること。
- (4) 川崎市契約規則(昭和39年規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 国税及び地方税の未納がないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法(平成1

- 1年法律第225号)に基づく再生手続きの申立てをしていないこと。
- (8) 川崎市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において排除措置の対象者とされていない者であること。
- (9) 本募集要項に基づく公募に複数の応募をすることはできず、また、本募集要項に基づき応募する 他の社会福祉法人等に支援を行う法人又は個人(設計事務所、コンサルタント会社等(以下「設 計事務所等」という。))と設計事務所等が重複していないこと。
- ※応募にあたり、社会福祉法人又は医療法人を新設する場合は、事前に川崎市健康福祉局総務部施設 課に相談すること。

4 募集に係る主な条件

- (1) 運営内容について
 - サービス内容

介護老人保健施設 100床

その他併設可能なサービス

- ※1 居室は、個室を3割以上とすること。
- ※2 利用者の金銭的な負担を極力軽減できるよう、工夫を行うこと。
- ※3 今後高齢者化が進展し、医療ニーズを有する高齢者が増加していくことが見込まれている ため、医療ニーズを有する要介護者の在宅生活を支えるサービスとして、訪問リハビリテ ーション事業所や、通所リハビリテーション事業所を併設する計画を提案することが望ま しい。
- ※4 これまでの制度改正において、介護老人保健施設の役割が在宅復帰・在宅療養支援である ことがより明確にされたことを踏まえ、この機能を更に推進する観点から、短期入所療養 介護事業所を併設する計画を提案することが望ましい。
- ※5 各ユニットの入居床数は、原則10床以下とし、15床を超えないこと。
- ※6 今後高齢化の進展と認知症の人が増加することが見込まれており、認知症高齢者等への対応が求められていることから、認知症ケア加算や認知症専門ケア加算等の算定が可能な体制を整えることが望ましい。
- ※7 介護老人保健施設を退所後、住み慣れた家に復帰できるよう、在宅復帰支援機能加算の算 定が可能な体制を整えることが望ましい。
- ※8 介護老人保健施設は、リハビリテーションを提供する機能維持・改善の役割を担う施設と して求められていることから、短期集中リハビリテーション加算等の算定が可能な体制を 整えることが望ましい。
- ※9 在宅での援助を必要とする高齢者等が、徘徊や高齢者虐待等により適切なケアを受けられない場合等、緊急的に入所が必要な場合に備え、速やかに緊急入所ができる体制を目的として、川崎市が実施している「川崎市高齢者等緊急受入体制整備事業」に、できる限り協力いただくことが望ましい。

<参考:令和4年度市内事業所委託状況>

看護師1名分の給与及び賞与額にて積算。

月額給与 355, 137 円× (12 月+賞与 4.5 月分) = 5, 860, 000 円

- ※月額給与は人事院が実施している職種別民間給与実態調査の職業別平均支給額における看護師の平均額を使用。賞与は市職員の支給額に準じて設定しています。
- ※その他、詳細は、「川崎市高齢者等緊急受入体制整備事業実施委託契約書(案)」及び 「仕様書」を御確認ください。
- ※10 川崎市における入居調整の必要が生じた場合は協力すること。
- ※11 整備地について、地域バランスを配慮した提案(川崎区、幸区、中原区内の整備)及び市 街化区域での整備の提案には選考時に加点を行う。

- ※12 整備地について、市街化区域での整備を基本とするが、市街化調整区域での整備を計画する場合は、事前に川崎市健康福祉局総務部施設課(電話 044-200-2413)に相談すること。
- ※13 地域住民が集い、地域福祉の活動を行うことや、施設内における交流等を目的とした地域 交流スペース (別紙6、地域交流スペース整備指針のとおり。) を整備する提案には選考 時に加点を行う。
- ※14 併設サービスに、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を整備する提 案には選考時に加点を行う。
- ※15 川崎市における二次避難所(災害時)の対策に協力すること。
- ※16 「※3から※4」、「※6から※9」について、事業計画として提案する場合は、運営後において、その体制を維持すること。
- (2) 工事進捗等について

工事進捗等については、令和5年度は10%、令和6年度は90%の出来高で調整してください。また、工事の入札契約・着工時期等は令和5年度中とし、川崎市健康福祉局総務部施設課へ確認の上、決定してください。

(3) 補助金について

補助金については、川崎市議会の予算承認や国・県の補助制度改正等により、補助制度の内容や 金額の変更又は廃止する場合がある。

なお、下記補助制度の詳細は「<u>川崎市公的介護施設等整備費補助及び貸付要綱</u>」を確認すること。 ≪介護老人保健施設≫

• 建設費補助

1床あたり、2,500千円(ただし、100床分を限度とする。)

※建設費補助上限額は、250,000千円

※建設費補助金は、交付決定額のうち令和5年度10%、令和6年度90%。

- ・初度調弁補助(需用費、備品費、広告費、車両費等) 1床あたり、839千円(ただし、100床分を限度とする。)
 - ※補助上限額は、83,900千円

●その他の補助制度

≪小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護≫

- 建設費補助
 - 1施設あたり、33,600千円
- ・初度調弁補助 (需用費、備品費、広告費、車両費等) 1 床あたり、839千円
- ≪職員等のため認可外保育施設≫
- 建設費補助
 - 1施設あたり、11,900千円
- ・初度調弁補助 (需用費、備品費、広告費、車両費等) 1 施設あたり、4,200千円

(4) 施設用地及び建築関係

- ① 施設用地の所有権は、最終的に(法人認可後)設置・運営法人に帰属されること。 借地による場合は、設置・運営法人の役職員、その親族からの有償での借地は認められない。
- ② 施設用地は、当該施設を建築し、駐車場等の附帯施設を整備するのに十分な面積が確保されて いること。
- ③ 施設の建築計画は、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律 第201号)その他関係法令等に適合したものであること。決定後に事業計画や施設設計等の変 更を防ぐために、事前に関係機関等への確認や事前協議は行っておくこと。

都市計画法第29条第1項の規定による開発許可が必要な場合は、施設用地の造成計画、公共

施設の整備計画その他の計画内容が、同法第33条の規定に適合したものであること。

- ④ 施設の建築計画に当たっては、地球温暖化防止等への寄与、及び、施設利用者への健康で温かみのある快適な空間の提供といった観点から、木材の積極的な使用に配慮すること。また、木材の使用に際しては、国産木材の使用に努めること。
- ⑤ 施設の整備スケジュールは、当該施設の整備に当たって必要な法令上の手続きに要する期間を十分に見込んだものであって、余裕をもって施設を開設することが可能なものであること。特に川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第2条第2号の規定による指定開発行為に該当し第4条第2項の規定により環境影響評価が必要である場合又は都市計画法法第34条第14号若しくは都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第3号ホの規定により開発審査会の議を経る必要があるものについては、必ず当該手続きに必要な期間を見込むこと。
- ⑥ 昨今の社会情勢に伴う物価高傾向を踏まえた現実的な計画のもと進めること。

5 応募方法等

(1) 応募に必要な書類及び提案内容の事前確認

応募に係る様式等については、川崎市健康福祉局総務部施設課までメール (40sisetu@city.kawasaki.jp) で請求の上、お手数ですが電話連絡 (044-200-2413) もお願いします。

また、提案内容を事前に確認するために、11月中を目途に事前確認事項シートをメールで送付していただきます。

(2) 応募に必要な書類

別紙、応募必要書類早見表を参照の上、<u>必要書類を15冊(正本1冊、副本14冊)、提出書類の</u> <u>データを格納したCD1枚を</u>御提出ください。

CDは、提案内容確認シート、関係様式についてはエクセルやワード、それ以外の添付書類等は PDFで御提出ください(繰り返し上書きが可能なCDを使用する。)。

- (1) 応募申込書(様式1)
 - ① 印鑑証明書を添付すること。
- (2) 事業計画に係る関係書類
 - ① 事業計画書(様式2)
 - ② 施設に係る各階平面図・配置図・立面図、居室内配置図、各室別面積表、工程表(任意様式) ※平面図には廊下幅(手すりを含まない。)及び各室別面積を内法で記載すること。
 - ③ 介護老人保健施設設備基準チェックシート(様式2別表)
 - ④ 整備予定地一覧(様式3)
 - ・建設予定地の位置図 (周辺の状況、交通アクセスが分かるもの)
 - ・建設予定地に係る登記簿謄本、地積測量図
 - 建設予定地の都市計画図
 - ・建設予定地の現況写真(複数枚、撮影方向図も必要)及び地形図
 - ・建設予定地及び周辺敷地の公図謄本(各筆ごとに所有者名を記載)
 - ※市街化調整区域に整備する場合は、市街化調整区域窓口相談書を川崎市まちづくり局指導部宅地審査課に提出の上、その受付印が押印された写しを提出すること。(様式は、川崎市まちづくり局指導部宅地審査課ホームページからダウンロードしてください。)

参照:「開発行為・宅地造成工事に関する許可申請書等の様式について」

http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000018144.html

- ⑤ 地権者からの贈与・売買・定期借地契約に係る確約書(様式4)の写し ※原本証明をすること。
 - ※土地所有者との間で交わす「覚書」等、整備予定地を確保できることが客観的にわかる書類を 提出すること。
- (3) 事業計画に係る費用関係書類

- ① 人件費内訳書(様式5)
 - ※1年目は運営開始から会計年度終了まで、2年目以降は会計年度毎に作成すること。
 - ※人件費算出の詳細資料(任意様式)を添付すること。
 - ※人員配置を確認するため、提案内容に基づく人員基準チェックシート、従業者の勤務の体制及 び勤務形態一覧表を添付すること。(様式5別表)
- ② 施設整備に係る資金計画書(様式6)
 - ※独立行政法人福祉医療機構や金融機関からの借入を予定している場合は、本募集要項に基づく 募集開始後に提案内容に基づき予め独立行政法人福祉医療機構や金融機関に融資相談を行い、 その摘録(様式7又は8)及び返済計画書を提出すること。
 - ※独立行政法人福祉医療機構や金融機関からの借入以外については、その資金の確保が確実である根拠書類(贈与確約書の写し、残高証明書、通帳の写し、金銭消費貸借契約書の写し、融資確約書等)を提出すること。
- ③ 収支予算書(様式9-1)
 - ※1年目は運営開始から会計年度終了まで、2年目以降は会計年度毎に作成すること。
 - ※事業費等算出の詳細資料(任意様式)を添付してください。
 - ※介護老人保健施設の食費(様式9-2)・居住費算定根拠(様式9-3)を添付すること。
- (4) 法人に関する書類
 - ① 法人選考調書(様式10)
 - ② 役員の履歴書(様式11)
 - ※①及び②について、新設法人の場合は就任予定者の履歴書(ただし地域で活動する福祉関係者については法人決定後で差し支えない。)を提出すること。また、母体となる法人がある場合は、母体法人の役員の履歴書についても提出すること。
 - ③ 定款(任意様式)
 - ※原本証明をすること。
 - ④ 法人登記簿(履歴事項全部証明書)
 - ⑤ 指導監査等結果一覧(様式12)
 - ※改善報告の提出を求められた指導監査結果(法人指導監査、医療監視、健康保険法指導監査、 精神保健福祉法実地指導、介護保険法実地指導及び監査等の指摘文書及び改善報告)の直近3 年度分の写し
 - ※第三者評価の結果の写し
 - ⑥ その他、法人の概要が分かる資料(パンフレット等)
 - ※既存の介護老人保健施設がある場合、運営状況の分かる施設内の写真(生活感のある場所を選択した写真をA4用紙 $1\sim2$ ページ内でまとめ、撮影箇所名等を記載すること)を添付すること。
 - ⑦ 法人の組織図(任意様式)
 - ⑧ 法人又は団体の理事会(施設整備について意思決定された理事会)議事録の写し ※原本証明すること。
 - ⑨ 平行整備計画一覧(様式13)
 - ※施設の大規模改修等の借入金を伴うものも対象とる。
 - ※③~⑨について、新設法人で母体となる法人がある場合は、母体法人のものを提出すること。
 - ⑩社会福祉法人設立時寄附等一覧(様式14)
 - ※その寄附が確実である根拠書類(贈与確約書の写し、残高証明書、通帳の写し、公図、登記簿 謄本等)を提出すること。
 - ① 社会福祉法人設立認可申請書(様式15)
 - 迎 社会福祉法人設立等計画概要(様式16)
 - ※⑩~⑫は法人を新設する場合のみ提出すること。
 - ※社会福祉法人設立認可要件及び申請書類等については、「社会福祉法人設立認可申請について(川崎市版)」を確認すること。
 - ※医療法人を新設する場合は、社会福祉法人の申請に準じ、⑩~⑫と同等の資料を提出すること。

- ③ 障害者雇用状況報告書(令和4年度9月1日現在)(労働局等の受付印あり)の事業者控えの 写し
 - ※障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている法人は提出すること。
- ④ 暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書(様式17) ※新設法人で母体となる法人がある場合は、新設法人と母体法人両方提出すること。
- ⑤ コンプライアンス (法令順守) に関する申告書 (様式18)
 - ※過去2年間に次のような事由があった場合に提出すること。なお、該当事由がない場合も、その旨を記載して提出すること。
 - ・川崎市からの指名停止に該当する事由があった場合(川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に規定する措置要件への該当の有無で判断)
 - ・法人・団体に次の事由があった場合(労働基準法(昭和22年法律第49号)、不正競争防止法(平成5年法律第47号)、特定の業種の営業について特別の定めを置く法律(食品衛生法(昭和22年法律第233号)、警備業法(昭和47年法律第117号)等(いわゆる「業法」)その他の法令の違反により、公訴を提起され、又は、行政庁による監督処分がなされた。)
 - ・法人・団体の役員又はその使用人による次の事由があった場合(業務上の贈賄、横領、窃取、 詐取、器物損壊、その他業務の健全かつ適切な運営に重大な支障を来す行為又はその恐れがあ る行為があった。)
 - ※新設法人で母体となる法人がある場合は、母体法人のものを提出すること。
- ※選定結果に関する通知が到達するまでの間は、本件提案に係る提出書類の提出後であっても、上 記の事由が生じた場合は、速やかに川崎市に書面にて報告すること。事由によっては、再審査を 行う場合がある。
- (5) 法人の財務状況に係る関係書類
 - ① 国税の納税証明書
 - ※その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納のない証明用を提出すること。
 - ② 地方税の納税証明書
 - ・法人市民税
 - ※応募時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと。)。
 - ・固定資産税(償却期間を含む。)
 - ※直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと)。
 - ※納税義務がない法人については、「納税義務がない旨の申立書(様式19)」を提出すること。
 - ③ 直近3ヶ年の法人決算報告書一式(資金収支計算書あるいはキャッシュ・フロー計算書(これらを作成していない場合には資金繰り表等収支が分かる資料)、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録等)及び法人税の申告書の写し(原本証明をすること。)
 - ④ 応募の日の属する年度の資金収支予算書(原本証明をすること。)
 - ⑤ 財産目録(様式20)
 - ⑥ 確定申告書一式の写し
 - ※既存法人の応募の場合は、①~④を提出すること。
 - ※新設法人で母体となる法人がある場合は、母体法人の①~④を提出すること。
 - ※新設法人で母体となる法人がない場合は、⑤及び⑥を提出すること。
 - ※証明書はいずれも原本とし、発行後3か月以内のものとすること。また、写し等の場合は原本証明をすること。なお、提出された書類は返却しないこととする。

(3) 応募方法等

応募にあたっては、本募集要項に基づき、応募に必要な書類を必要冊数作成し、<u>提出書類のデータを格納したCD1枚</u>とともに**川崎市健康福祉局総務部施設課(電話 044-200-2413)**に御提出ください。 ○応募に際しての注意事項

ア 応募に必要な書類に不足、不備等がある場合は、受付をすることができませんので御注意くだ

さい。

- イ 応募の際は、書類の内容等について回答できる方がお持ちください。
- ウ 提出された書類は、本募集に係る目的以外には使用しませんが、川崎市情報公開条例(平成13年条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、公開又は一部公開する場合があります。
- エ 提出された書類については、必要な範囲で複写する場合があります。
- オ 募集に必要な書類等の作成に必要な費用等は応募者が御負担ください。
- カ 応募書類は「5. 応募に必要な書類」のとおりに並べ、目次及びページ番号(通し番号)をつけて、すべてA4サイズに合せてフラットファイルに綴じてください。(A4サイズ以上のものはA4になるように折りたたみ、A4サイズ未満のものはA4用紙に貼り付けてください。)また、副本については項目ごとに文字表記のインデックスを付け、インデックスは様式には直接貼らずに、インデックス用の白紙ページに貼ってください。
- キ ファイルタイトルは、背表紙と表表紙へ法人名を記載してください。
- ク 副本への添付証明書等は写しで結構です。
- ケ <u>CDに格納するデータについては、「5 応募書類」のとおりに並ぶよう、ファイル名に番号を</u> を附番する等の工夫をすること。
- コ 受付期間以降の資料の提出は認めません。ただし、審査のため、川崎市から追加資料を求める場合があります。
- カ 応募書類の受付後に補正の必要があると判断されたものについては、申請者あて連絡し、訂正 等をしていただく場合があります。
- キ 応募書類の内容について、独立行政法人福祉医療機構や金融機関、関係者等に確認をする場合 があります。

6 応募の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、応募が無効となることがあります。

- (1) 応募資格がない法人の応募
- (2) 応募に必要な書類が不足している応募
- (3) 応募に必要な書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない応募
- (4) 応募に必要な書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている応募
- (5) 応募に必要な書類に虚偽の記載がある応募
- (6) 応募に必要な書類中その要領が不明確な応募
- (7) 応募申込書に記名押印のない応募
- (8) 本応募に関し不正な行為があった応募
- (9) 本募集要項で指定した事項に従わないで応募した法人の応募
- (10) その他本募集要項で指定した以外の方法により応募した法人の応募

7 設置・運営法人の決定方法

(1) 設置・運営法人の審査

川崎市附属機関設置条例(平成27年川崎市条例第1号)に規定する川崎市健康福祉局民間活用 事業者選定評価委員会高齢施設整備選定部会で審査します。なお、選定基準は別紙を御確認ください。

(1) 書類審查

応募した法人から提出された「事業計画書(様式2)」、応募した法人の経営状況、介護老人保 健施設の運営状況、コンプライアンス等の内容を総合的に評価します。

※選考にあたり、審査の前に、応募法人の運営する施設(新設法人で母体法人のある場合はその 施設)を視察させていただきます。

② 面接審査

応募法人の代表者等から、施設の運営方針等について説明していただきます。なお、面接審査の日時、場所等については、別途通知します。

(2) 設置・運営法人の決定

書類審査及び面接審査の結果を総合的に評価し決定します。

(3) 結果の通知

結果については、全ての応募法人に対して選考の終了後に通知します。 なお、決定した設置・運営法人には、後日、川崎市と覚書を取り交わしていただきます。

8 結果の公表

本募集の結果については、別紙「選定結果の公表について」に基づき、川崎市ホームページ等で公表します。

また、選定された応募書類の著作権は川崎市に帰属し、選定されなかった応募書類の著作権は応募者に帰属されます。選定された法人の提案内容については、川崎市が公表できるものとします。

9 決定の取消

決定後においても、次のような理由により事業内容の変更等をする場合は、決定の取消を行う場合があります。なお、決定の取消に伴い生じる法人負担・損害等については、川崎市からの補填や賠償はありません。

- (1) 必要な許認可が取得できない場合、又は、重大な変更を要する場合
- (2) 川崎市との協議なく、資金計画を変更した場合(自己資金、借入金の返済計画)
- (3) 川崎市との協議なく、建設計画を変更した場合(設計、建築費等の変更及び工期の延長)
- (4) 法人の責めに帰すべき事由により、覚書等が締結できない場合
- (5) 特段の事由もなく令和5年度中に工事着手に至らない場合
- (6) 応募書類の内容と大幅な差異を生じた場合
- (7) 応募書類に虚偽等が判明した場合
- (8) 法人の代表者等が、川崎市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において排除措置の対象者と判明した場合、又は、新たに対象となった場合
- (9) 特段の事由もなく川崎市の指導に従わない場合
- (10) コンプライアンスに係る重大な事由が発生した場合
- (11) その他事業執行上、支障が生じた場合

10 留意事項

(1) 神奈川県警察との連携による暴力団排除の取組について

公的介護施設等の適正な管理運営の確保を図ることなどを目的として、公的介護施設等設置・運営法人から暴力団排除の取組を進めるため、応募書類の一部又は全部を神奈川県警察に提供します。 (「川崎市指定管理者制度の指定に係る暴力団排除措置要綱」による。)

排除措置の対象となる場合は次のとおりです。

- ① 応募法人等の役員等経営に関与する者(予定者を含む以下「役員等」という。)に、暴力団員 又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないもの(以下「暴力団員等」という。)が 含まれている場合
- ② 応募法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
- ③ 応募法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
- ④ 応募法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
- ⑤ 応募法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を 利用している場合
- (2) 接触の禁止

本件の募集に伴い、設置・運営法人の審査に係る当該川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会委員に対して、本件についての接触を禁じます。

なお、接触の事実が認められた場合は、失格とすることがあります。

(3) 計画にあたっての留意事項

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省

令第40号)及び川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第79号)、神奈川県の指導基準及び関連法令等を遵守して計画を作成してください。

なお、参考資料として、神奈川県の指導基準等が記載された「令和3年9月指定介護保険事業所のための運営の手引き(介護老人保健施設/短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護)」を 参照してください。

(4) 建設請負業者の入札について

- ① 建設工事の請負業者の決定は、原則として、川崎市の規定に準じて一般競争入札により行ってください。なお、入札参加資格においては、川崎市による業種別格付Aランクの川崎市内中小企業者とすること。ただし、少なくともAランクの川崎市内中小企業者を1社含んだ川崎市内中小企業者で構成するIVも可とします。
- ② 入札は別紙「公的介護施設等の整備に係る入札の流れ」を御参照のうえ、入札及び契約手続きを行ってください。
- ③ 入札結果については、川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、公開又は一部公開する場合があります。
- (5) 整備に当たっての留意事項
 - ① 施設運営を取り巻く環境の変化等に伴う、施設需要予測上の影響等については、設置・運営法人の負担となります。
 - ② 地中埋設物(杭等の残置物や土壌汚染を含む)等により、工事に支障がある場合の処理費用は、設置・運営法人の負担となります。
 - ③ 建設工事に伴う造成、施設計画に起因するインフラ、埋設管等の切回し、移設等が生じた場合は設置・運営法人の負担となります。
 - ④ 施設整備を進めるに際しては、地域と良好な関係を構築できるよう、地域への説明及び必要な調整を行いながら、近隣への日影、騒音等の環境面に配慮するなど整備を進めるとともに、近隣住民等への事前説明・調整・紛争等の解決については、設置・運営法人の責任において誠意を持って対応してください。
- (6) 選定結果が通知された後、コンプライアンスに関する申告書に該当する事由が生じた場合は、速 やかに川崎市健康福祉局総務部施設課に書面にて報告してください。事由によっては、再審査を行 う場合があります。
- (7) 施設の管理運営業務の一部(清掃業務、警備業務、設備保守点検等)を委託する場合や、備品・消耗品、食材料、その他施設運営上必要な備品等を購入する場合等は、川崎市内中小企業者(川崎市内に本社を有する中小企業者)の育成及び川崎市内経済活性化を図るため、可能な限り川崎市内中小企業者を活用してください。
- (8) 高齢者や障害者等、災害時要援護者への支援については、運営開始後の具体的な取り組みについて、川崎市との協議・確認を行い、川崎市と連携し対応してください。
- (9) 施設開設後、速やかに「かわさき健幸福寿プロジェクト」に参加してください。
- (10) 開設後 $1 \sim 2$ 年を目処に、提供する介護サービスの質の向上を図ることを目的とする、<u>川崎市</u>介護相談員の受け入れを行っていただきます。
- (11) 図面の審査について

本来、図面の審査は開設前に指定審査時に一度だけ行うものです。

ただし、建築工事の着手の誤認等を防ぐために、建築確認申請前に事前に審査をいたします。その他に図面審査は行いませんので、予め御承知おきください。

設備基準については、「基準条例」、「独自基準の考え方(解釈通知)」及び別途配布する「別紙4 介護施設等設置・運営法人選考に係る審査及び選考基準」を参照してください。

なお、「基準条例」及び「独自基準の考え方(解釈通知)」については、以下URLから基準条例等をダウンロードしてください。

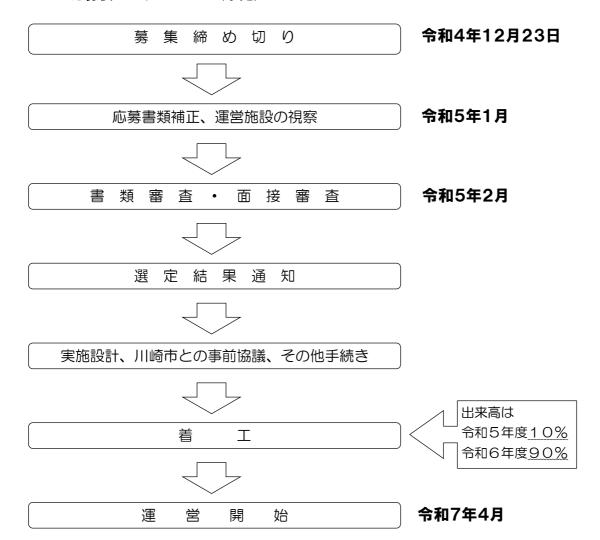
http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-9-0-0-0-0.html

基準条例等の記載における不明点については、以下URLからFAX質問票をダウンロードして質問できます。

ただし、基準条例等を確認することは申請者の責務となりますので、基準条例等を確認することなく質問等を頂いても対応できかねます。予め御留意ください。

http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-4-5-0-0-0-0.html

11 応募後のスケジュール(予定)



【応募先】

川崎市健康福祉局総務部施設課

電 話 044-200-2413

FAX 044-200-3926

E-mail <u>40sisetu@city.kawasaki.jp</u>

【事務所所在地】〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階

【郵便物送付先】〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地